

# 総合通報事業の競業優位性(敬称略)

## 1. 通報センター装置に関する競業優位性

### (1) 取引形態に関する競業優位性

自治体は当年度に導入した通報センター装置について、次の事項を全て含む5年自社包括リース契約を翌年度4月1日に締結し、5月から月額リース料を支払うため、契約を簡素化でき、予算措置が容易にできます。

①通報センター装置(オンライン方式)一式

②通報センター装置に係る設置工事・正常稼働調整・利用者データ登録等

③通報センター装置に係る定額保守業務(定額保守業務については下記を参照)

④通報センター装置の交換設置に伴う他社製通報機器に係る初期業務

(初期業務については下記を参照)

### (2) 機能と利点に関する競業優位性

通報センター装置は次の機能と利点を有しているため、自治体は隨時に導入でき、自治体と消防署は緊急通報事業に係る関連業務を軽減できます。

①自治体が利用者に貸与している既設の他社製通報機器と新設する当社製通報機器を混用受信できます。

②通報センター装置の利用者情報等は当社がオンライン電送で登録できるため、自治体または消防署が履行していた業務を軽減できます。

### (3) 定額保守業務

①年1回(4月)の定期点検・整備

②故障・異常が発生した場合の修復・機器交換

③自治体の指示による移設工事・撤去工事

### (4) 他社製通報機器に係る初期業務

①正常作動を確認するための点検・修復

②通報センター装置の交換設置に伴う登録データの変更

③費用対効果を勘案して停電バッテリーの取り外し

④初期施工日を登録するための無線発信器の電池交換工事

⑤前各号の業務が完了した後に消防署への通報試験

## 2. 通報機器に関する競業優位性

### (1) 取引形態に関する競業優位性

#### (1)-1. 5年自社包括リース方式

自治体は当年度に導入した通報機器について、次の事項を全て含む5年自社包括リース契約を翌年度4月1日に締結し、5月から月額リース料を支払うため、契約を簡素化でき、予算措置が容易にできます。

①通報機器(基本)一式

②通報機器に係る初期設置工事

③通報機器に係る定額関連業務(定額関連業務については下記を参照)

### (1)-2. 単年自社包括再リース方式

前項(1)-1で導入した通報機器について、リース満了後の2年間は次の事項を全て含む単年自社包括再リース契約を翌年度4月1日に締結し、5月から月額再リース料を支払うため、契約を簡素化でき、予算措置が容易にできます。

①当社製通報機器(基本)一式

②当社製通報機器に係る定額関連業務(定額関連業務については下記を参照)

### (2)-1. 自社包括レンタル方式

自治体は導入した通報機器について、次の事項を全て含む自社包括レンタル契約を締結し、設置月の翌月から撤去月の当月まで月額レンタル料を支払うため、契約を簡素化でき、予算措置が容易にできます。

①通報機器(基本)一式のレンタル料

②通報機器に係る初期設置工事の按分金

③通報機器に係る定額関連業務料(定額関連業務については下記を参照)

### (2) 機能と利点に関する競業優位性

通報機器は次の機能と利点を有しているため、自治体と消防署は緊急通報事業を充実でき、合理化できます。

①救助を要する正通報以外の誤通報を激減させたため、自治体は消防署が直接受信から離脱することを回避でき、消防署は本来業務の人命救助に専念できます。

②利用者を救助するために損壊した家屋は5万円上限の家屋損害補償で修理できるため、消防署は迅速に利用者を救助できます。

③あらゆる電話会社・電話回線・電話機またスマートフォンにも設置できるため、自治体は緊急通報事業を拡充できます。

④大災害等が発生した際の多量通報による即時受信が困難になる弊害は無限リダイヤル機能で対処できるため、消防署は119番総合指令台で受信することができます。

## 3. 緊急通報事業の関連業務に関する競業優位性

自治体が利用者に貸与する当社製通報機器と他社製通報機器に係る次の緊急通報事業に係る事務・工事・保守関連業務を定額契約で履行できるため、自治体は予算編成が容易にでき、自治体と消防署は業務を大幅に軽減できます。

### (1) 事務関連業務

①利用者への工事日連絡・決定

自治体から提出された各種工事申込書に従い利用者に電話(聴覚言語障害者の場合はファクス)で連絡して工事日を決定

②各種対応書の貼付・送付

利用者用また親族・協力者用の各種対応書を利用者には貼付、親族・協力者には送付

③利用者データの送受信

設置・変更・移設・撤去工事等により利用者データに登録・変更・削除等の必要が生じる場合は消防署の通報センター装置にオンライン電送

④消防署への工事日連絡

前号①で決定した工事日前に消防署に工事の日時・内容をファクスで連絡

⑤工事完了通知書・工事確認事項書の提出

前号①の工事が完了した後に工事完了通知書・工事確認事項書を自治体に提出

⑥利用者一覧表の提出

毎月末締めで 50 音順の利用者一覧表を自治体と消防署に提出

⑦利用者データ表の提出

毎月末締めで設置・変更・移設・撤去に係る利用者データ表を自治体と消防署に提出

⑧年度利用登録者表の提出

毎月末締めで年度利用登録者表を自治体に提出

⑨年度通報受信件数表の提出

毎月末締めで年度通報受信件数表を自治体に提出

⑩年間利用登録者表の提出

毎月末締めで年間利用登録者表を消防署に提出

⑪年間通報受信件数表の提出

毎月末締めで年間通報受信件数表を消防署に提出

⑫月間受信種別明細表の提出

毎月末締めで月間受信種別明細表を自治体と消防署に提出

(2) 工事関連業務

撤去工事を除く各種工事は自治体からの指示後原則的に 10 日以内に施工

①移設工事

利用者が市内転居・宅内移動する場合の移設工事

②変更工事

自治体の指示による登録データ等の変更工事

※利用者の都合による電話会社・電話回線・電話機の変更による変更工事は別途協議

③電池交換工事

初期設置後または初期施工後、2 年毎に無線発信器の電池交換工事

④撤去工事

利用者が死亡・施設入所・家族同居・市外転居等で不要になった場合の撤去工事

⑤整備・保管

前号④の撤去機器を新たな利用者に再設置するための整備と保管

⑥再設置工事

前号⑤の撤去保管機器を新たな利用者への再設置工事

(3) 保守関連業務

利用者の故意または過失による場合を除く故障・異常が発生した場合は、自治体からの指示により修復

#### 4. 見守り(安否確認)事業に関する競合優位性

(1) 見守り(安否確認)事業の必要性

地域支援事業の地域包括ケアシステムにおいて、今後、緊急通報体制等整備事業は緊急通報事業に加え見守り(安否確認)事業も必要になります。

## (2) 取引形態に関する競業優位性

自治体は実施する見守り(安否確認)事業について、次の事項を全て含む自社包括受信業務契約を締結し、業務開始月の翌月から業務終了月の当月まで月額受信業務料を支払うため、契約を簡素化でき、予算措置が容易にできます。

- ①通報機器と同時に設置する安否機器一式のレンタル料
- ②安否機器に係る初期設置工事料の按分金
- ③通報機器に係る安否確認通報の受信・対処業務料

## (3) 機能と利点に関する競業優位性

安否機器の人感センサーが24時間・365日利用者を見守り続けるだけではなく、利用者が緊急通報を発信できない状況の緊急事態が発生したときには、受信センターが安否確認通報を受信して対処するため、利用者を救助することもできます。